

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月 18 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 1 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を
改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(時間外勤務代休時間の指定)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、その指定は、<u>3時間30分、4時間15分</u>又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が<u>3時間30分、4時間15分</u>又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。</p> <p>4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき、1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(時間外勤務代休時間の指定)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合において、その指定は、<u>4時間</u>又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が<u>4時間</u>又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。</p> <p>4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき、1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等<u>において、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。</u></p> <p>5・6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。